

## マイナンバーカードはお持ちでしょうか？

【令和3年10月から】マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できる等のメリットがあります。(保険者への加入の届出は引き続き必要です。)

※健康保険証として利用するためにはマイナポータル上での事前登録が必要です。

※現在の健康保険証も引き続きご利用いただくことができます。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。



# 国民健康保険を脱退された人へ

## 1. 国民健康保険での診療について

**社会保険等に加入した後に、国民健康保険証を使って医療機関を受診していませんか？**

国民健康保険の資格がなくなった後、国民健康保険証で診療を受けている場合は、医療機関へ必ず届出をしてください。国民健康保険を使って診療を受けた場合は、国民健康保険で負担した分の医療費は返していただくことになります。

**給付に関するお問合せ あわら市市民課 保険年金グループ(TEL 73-8015)**

## 2. 年度途中で脱退した場合の国民健康保険税の納付について

年度の途中で脱退した場合は、国民健康保険税を再計算するため税額が変更となります。

普通徴収（納付書・口座振替）で納めている場合

**国民健康保険の脱退届出を行った月の納期まで納付してください。**

届出月の翌月に精算となります。

【納付額が不足する場合は】 → 精算分の納付書を翌月中旬ごろ送付します。

口座振替の人は、翌月納期に振替となります。

【納付額が多い場合は】 → 還付（お戻し）となりますので、税務課収納グループから通知書が送付されます。

ただし、他に加入者が残っている場合は、翌月に減額更正の通知が届きます。(納付書で納めている場合は、差替えの納付書が届きますので、届出月の翌月納期からは届いた納付書をお使いください。)

### ☆ 注意

1：納期が年間8回のため、届出月までの納付で終わらない場合があります。

2：届出が4月、5月、6月の場合、納期がありませんので、清算した税額で7月に納税通知書等を送付します。なお、脱退の日が前年度に遡る場合は、届出月の翌月に前年度分の減額の通知を送付します。

3：**口座振替の人で、今後、振替口座を利用しない場合は、税務課収納グループで解約の手続きをお願いします。**解約をせずに後日国民健康保険に加入した場合、登録口座からの振替が再開される場合があります。

### 脱退届出月と納期（普通徴収）

届出月※	4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期数		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月27日	1月末	2月末	

※ 届出月が3月・4月・5月・6月の場合、国民健康保険税の納期はありません。

特別徴収（年金天引き）で納めている場合

年金保険者が天引きを中止するには数カ月の期間を要します。

後日、還付（お戻し）させていただきますので、税務課収納グループからの通知書が届くまでしばらくお待ちください。

**課税に関するお問合せ あわら市税務課市民税グループ(TEL 73-8011)**

**納税に関するお問合せ あわら市税務課収納グループ (TEL 73-8013)**